名称　檜山泊港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道檜山郡江差町（檜山泊港西防波堤外端）
北緯　四一―五三―三二
東経　一四〇―〇八―〇七
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・二メートル
平均水面上から灯火まで六・三メートル
変更年月日　令和八年九月十日

名称　沖浦港明石防波堤灯台
位置
所在地　広島県豊田郡大崎上島町（沖浦港明石防波堤外端）
北緯　三四―一二―二〇
東経　一三二―五二―三一
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和八年九月十日

名称　小良ケ浜灯台
位置
所在地　福島県双葉郡富岡町（子ギリバノ鼻）
北緯　三七―二一―五一
東経　一四一―〇二―一八
変更した事項
光度　実効光度四二〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　令和八年九月十一日
記事　一時変更

名称　大牟田港灯台
位置
所在地　福岡県大牟田市（大牟田川川口）
北緯　三三―〇二―〇九
東経　一三〇―二五―一〇
変更した事項
灯質　単せん緑光　毎四秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル
平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　令和八年九月十一日

名称　沼津港西防波堤灯台
位置
所在地　静岡県沼津港（西防波堤外端）
北緯　三五―〇四―四八
東経　一三八―五一―〇四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル
平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　令和八年九月十四日

名称　矢部川口南灯台
位置
所在地　福岡県みやま市（塩塚川口南灯台の東南東方約二・七キロメートル）
北緯　三三―〇五―〇一
東経　一三〇―二四―四五
変更した事項
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和八年九月十四日

○関東地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北茨城市大津町字二日羅内二六八二番一から同市平潟町字経塚六四六番一まで	前	A 一〇・〇〇～八・三五	四八・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 八・三五～一〇・〇〇	一二三・五五メートル	
	後	A 一〇・〇〇～八・三五	四八・〇〇メートル	
		B 八・三五～一〇・〇〇	一二三・五五メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三島三丁目七番四から同市三島四丁目二五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月十九日

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十九日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
結城市大字結城字大水河原三九七七番二から筑西市布川字田河内一三一〇番五まで	前	A 九・〇〇～一二・二〇	四六・二〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・二〇～一〇三・二〇	一・九五〇キロメートル	
	後	A 九・〇〇～一二・二〇	四六・二〇メートル	
		B 一二・二〇～一〇三・二〇	二・〇七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所